

PRJ1110019177 号-3

日本原燃株式会社 殿

2019年9月19日

ロイド・レジスター・グループ
インスペクションサービス 専

2019年度 第1回定期監査 報告書

(その3) 再処理事業部および技術本部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4-108
監査名	2019年度 第1回定期監査
監査対象部門	(その3) 再処理事業部および技術本部
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事務所および技術開発研究所
監査実施日	2019年8月5日～7日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド) [REDACTED]

2. 2019年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景およびこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃(株)に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施して参りました。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策（以下、「改善策」と記す）」および、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏えい」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン（以下、「アクションプラン」と記す）」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当てると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

その結果、「アクションプラン」の総括、「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム（以下、QMSと記す）の対応状況など、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着し、自律的改善が展開されている状況より、全体と

しては QMS が各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、日本原燃(株)において、2018 年度第 3 回保安検査で「核燃料物質により汚染された物品の不適切な管理について」指摘を受けるなど、いまだ改善の取り組みは途上にあるとされたことに鑑みて、LR は QMS の活動状況の妥当性について 2019 年度の定期監査を実施することにしました。

2. 2019 年度 第 1 回定期監査の対応方針

今回は、これまでの QMS の活動および定着の状況に関する監査として、内部監査および第三者監査でも十分に確認していない項目という観点および第三者機関の知見を有効に活用するという観点から、これまでに発生した品質不正事案の対策を踏まえ実施している、保全計画の策定に関連するプロセスについて監査を行いました。

具体的には、予備品など保全に用いる調達製品の保存の状況、計器等の監視機器の校正を確認すると共に、2017 年度に発生した電波法の違反に端を発する法令遵守に関係する、法令要求事項のレビュー（官公庁への申請、届出等を除く）が機能していることおよび現場での法令遵守の状況を主に確認しました。

以上の対応方針をもとに、2019 年度 第 1 回定期監査の実施事項を表 1 に示します。

表 1 2019 年度 第 1 回定期監査の実施事項

監査実施項目
(1) QMS 活動の実施状況
① 調達製品の保存（予備品・貯蔵品）
② 監視機器および測定機器の管理
③ 業務に対する要求事項のレビュー
④ 法令遵守の状況
(2) その他（個別）
① 品質目標の達成状況（緊急被ばく医療体制の整備）
② 内部監査の実施状況
(3) 前回までの監査結果（指摘事項等）のフォローアップ状況

なお、受審対象部門（各事業部、各本部、室）によっては、表 1 中の全ての項目を監査対象にする必要が無いことから、対象部門毎に実施する項目を表 2 に示します。

表 2 対象部門に対する監査実施項目

対象部門	表 1 中の監査実施項目の番号						
	(1)				(2)		(3)
	①	②	③	④	①	②	
再処理事業部・技術本部	○	○	○	○	—	—	—
濃縮事業部	○	○	○	○	—	—	—
埋設事業部	—	○	○	○	—	—	—
安全・品質本部	○	○	○	○	○	—	—
監査室	—	—	—	—	—	○	—

注 1) : 監査実施項目の内、受審部署が関与していない項目は監査対象から除外しました。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査を主体に行いました。ただし、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付していただき、文書監査の対象に組み入れるものとなりました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準などが適切に文書化されていることを確認するものです。ただし、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な標準類が実地監査の過程で提示された場合は、必要に応じて文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA 展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部署によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。したがって、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておく必要があります。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆ 全社品質保証計画書、および下位の社内標準類
- ◆ JEAC4111-2009（日本電気協会）（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。
なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

再処理事業部および技術本部に対する監査実施項目は、上記2項表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は5部署でした。

監査結果を添付1に、今回の監査における提言事項を添付2に、良好事例を添付3に、そして、監査日程と出席者を添付4に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態をとらえていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」および「観察事項」は観察されませんでした。なお、4件の「提言事項」提起しましたので、詳細については添付2(提言事項)をご参照ください。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められています。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる2件の「良好事例」を添付3に示しました。さらなる自律的改善が図られている事例としてご参照ください。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

①調達製品の保存（予備品・貯蔵品）

機械技術課、計装技術課、分析課ともに、対象品目に対する保存場所、員数などが容易に把握できる管理体制のもと、払出・受入手続きを適切に行うことで予備品・貯蔵品の適正な保管状況が維持されており、更に年2回の棚卸しによって定期的に陳腐化チェックを含めた現品の状況が監視されています。また、資材保管建屋の現場監査においては、定められた環境下の予備品・貯蔵品が標準類に基づいて適切に管理されていることを確認しました。

なお、資材保管建屋で運用中の湿度に対する目標値の取り扱いについて提言しました。

②監視機器および測定機器の管理

計装技術課および分析課ともに、校正管理対象の機器を特定し、あらかじめ定められた校正周期内に校正点検が行われ、校正点検記録が適切に保存されていることを確認しました。また、分析課は、定期的な校正点検に加え、使用前の点検によって分析能力が有効であることを確認しています。

技術開発研究所については、定期的な校正点検ではなく、使用時および月例で分析装置および計量器の健全性や、分析に使用する標準液の健全性が確認されております。

③業務に対する要求事項のレビュー

日常業務に適用する各種細則またはマニュアルなどの標準類と関係法令との関連付けが明確であることより、法令要求事項に対する正しい理解のもと、同要求事項が当該標準類に反映されていることの確認に注力しましたが、監査対象とした精製課、計装技術

課、分析課、および技術開発研究所のいずれの部署においても、そのプロセスは適切であり、業務に対する要求事項のレビューは有効に機能していると思受けられます。

また、法令改正情報については、改正の有無にかかわらず、毎月、法令ごとの担当部署から関係部署に周知情報が発信されており、改正情報の伝達は適切に行われているものと判断されます。

なお、精製課においては、法令要求事項の下位標準類に反映された状況が客観的に分かるようにすることと、分析課においては、法令改正に伴う変更内容の適切性の確認手順の明確化について提言しました。

④法令遵守の状況

監査対象とした精製課、計装技術課、分析課、および技術開発研究所は、いずれも法令要求事項が反映された細則またはマニュアルに基づき、二酸化炭素消火設備の巡視・点検、施設定期自主検査、毒劇物管理、温調ボイラー法定検査などの諸活動が適切に実施されていることから、監査した範囲においては、法令要求事項は確実に遵守されているものと判断されます。

また、技術開発研究所の現場監査においては、毒劇物の施錠、表示、保管場所などが当該マニュアルに基づいて適切に管理されていることを確認しました。

なお、技術開発研究所における劇毒物管理の鍵の運用方法の明確化について提言しました。

(2) その他（個別）

再処理事業部および技術本部は監査の対象外です。

(3) 前回までの監査結果(指摘事項等)のフォローアップ状況

再処理事業部および技術本部は監査の対象外です。

8. 終わりに

7.3 項の監査実施項目に対する個別所見で述べたとおり、調達製品の保存（予備品・貯蔵品）、監視機器・測定機器の管理、業務に対する要求事項のレビューならびに法令遵守の状況については、いずれも懸念される事象は観察されず、全体的に監査対象とした QMS 活動の実施状況は良好であると判断します。一方、これらの QMS 活動の能力に更なる確信を持つために以下について配慮を期待します。

調達製品の保存（予備品・貯蔵品）については、必要数の把握や定期的な棚卸時の点検などにより管理状況は適切です。一方、特に代替品が容易に入手できないような予備品・貯蔵品については、使いたいときに使える状態であることの確認が容易なものと、棚卸時の目視点検だけではその確認が容易ではないものとの管理レベルを分け、後者に対しては想定し得るリスクに対してとるべきアクションを明確にしておくことが望まれます。

監視機器・計測機器については、定期的な校正管理や使用前の点検などにより良好な管理状態が維持されている一方で、機器によっては経年劣化による精度の変化が考えられます。定期的な校正点検の際に得られる誤差データなどをもとに経時的な変化の度合いを評価し、これを機器更新の優先順位を決めるよりどころのひとつとする考え方から、誤差データを有効に活用されたら良いでしょう。

業務に対する要求事項のレビューについては、必要な法令改正情報が適宜入手できる仕

組みが活用されており、入手した改正内容は正しい理解の下で適切に標準類に反映されております。その際に留意することとして、標準類をもとに実務を行う人々に間違いを起こさせないために、その人々の目線に立った標準類のあり方を意識することです。例えば、出来るだけ単純な仕組みとすることや平易な文章表現とすることは、間違いを起こさせないために有効なまとめ方と考えられます。

法令遵守の状況については、法令要求事項を反映した標準類に基づいて作業を行うことが組織全体に定着している様子がうかがえました。それは、標準類に基づいて業務を遂行することが徹底的に教育されている証左だと思われます。一方、教育はそれに留まることなく、法令要求事項に反した行動はどのような影響を及ぼすのかについても、ひとりひとりが身をもって自覚することで、法令遵守が更に確実なものになるでしょう。

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編 (PRJ1110019177 号-0) に記載しますので、ご参照ください。

以上

2019 年度 第 1 回定期監査結果

(再処理事業部および技術本部)

被監査組織ごとの監査結果を記載しました。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応しています。

2019年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 化学処理施設部 精製課	
監査実施日	2019年 8月5日	監査員: XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>① 調達製品の保存（予備品・貯蔵品） 精製課は対象がありません。</p> <p>② 監視機器および測定機器の管理 精製課は対象がありません。</p> <p>③ 業務に対する要求事項のレビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高圧ガス保安法に基づく上位標準類の「危害予防規程」（資料①）を受けて精製課の主要業務に係る「運転管理マニュアル」（資料②）が制定されています。同マニュアルに記載の関連文書の構成から法令／上位標準類／マニュアルの関係性は明確であり、法令改正に伴う上位標準類の改正を受けて精製課のマニュアルが改正される仕組みは機能していると見受けられます。 なお、添付2の提言事項1を参照ください。 ◆ 法令改正情報は、当該法令の主管部署からの周知情報（資料③）によって入手されています。直近で精製課に関連する法令改正はありません。 ◆ 「危害予防規程に基づく高圧ガス保安教育」（資料④）などを教材とした「保安教育」（資料⑤）が毎年行われ、業務に関係する法令について課員に周知されていることから、要求事項に対する理解を深める活動が適切に行われているものと判断します。 <p>④ 法令遵守の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「運転管理マニュアル」（資料②）に基づき、二酸化炭素消火設備に対する巡視・点検が2019年7月に行われていることを「記録」（資料⑥）により確認しました。 ◆ 運転管理マニュアルに基づき、ウラナス製造工程に対する巡視・点検が2019年7月に実施されていることを「記録」（資料⑦）により確認しました。 ◆ 巡視・点検記録は、点検者のみならず、当直長、保安係員、課長による審査・承認プロセスを経ていることにより、組織として法令遵守に取り組んでいる状況が明らかです。 ◆ 運転管理マニュアルに基づき、ボンベの搬出入作業が2019年5月に行われていることを「記録」（資料⑧）により確認しました。 <p>(2) その他（個別）</p> <p>再処理事業部は監査の対象外です。</p> <p>(3) 前回までの監査結果のフォローアップの状況</p> <p>再処理事業部は監査の対象外です。</p>	<p>(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%; min-height: 400px;"></div>	
(第三者監査所見)		
<p>提言事項に記載のとおり、法令要求事項の関連標準類への確実な落とし込みの管理面で改善の余地がありますが、要求事項のレビューは適切に機能しており、また、要求事項が反映された標準類に基づいて担当業務が遂行されていることから法令遵守において懸念する事象は観察されません。</p>		

2019年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 機械保全部 機械技術課	
監査実施日	2019年 8月5日	監査員： XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>① 調達製品の保存（予備品・貯蔵品）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「貯蔵品管理細則」（資料①）に基づき貯蔵品が管理されている状況の現場確認を資材保管建屋で実施しました。 ◆ 「倉庫管理システム」（資料②）により倉庫内の貯蔵品の管理保管状況がわかります。 ◆ 細則（資料①）に定められている棚卸しの実施されている状況が「棚卸実査表」（資料③）と製品保管箱に添付されている「棚卸実施済確認書」（資料④）により確認できます。 ◆ 「貯蔵品受入依頼票」（資料⑤）に基づくバーコードラベルと管理ラベルが製品保管箱に貼付され、系統的に適切に管理されている状況が伺えます。 ◆ 10年以上経過した貯蔵品の健全性の確認を「業務連絡書」（資料⑥）により、各保有箇所へ依頼しています。 ◆ 保有箇所から発行されている「貯蔵品払出依頼票」（資料⑦）から適切に貯蔵品が払出しされている状況が確認できます。 ◆ 細則（資料①）に定められた環境整備の一環として、1日3回温度湿度を測定し「温湿室度記録表」（資料⑧）に記録しています。また、貯蔵品への結露防止等から、倉庫内の湿度が60%を超えないように除湿器を使用し自主的に湿度の値を管理しています。 <p>なお、添付2の提言事項2を参照ください。</p> ◆ 「在庫票」（資料⑨）が添付されている管理された貸出品が、「払出票」（資料⑩）および「返却票」（資料⑪）により適切に管理されています。 <p>② 監視機器および測定機器の管理</p> <p>③ 業務に対する要求事項のレビュー</p> <p>④ 法令遵守の状況</p> <p>機械技術課は上記の②～④は対象がありません。</p>		<p>(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%; min-height: 400px;"></div>
<p>(2) その他（個別）</p> <p>再処理事業部は監査の対象外です。</p>		
<p>(3) 前回までの監査結果のフォローアップの状況</p> <p>再処理事業部は監査の対象外です。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>貯蔵品が標準類に基づき、適切に管理されている状況が確認できます。また、建屋内の環境についても数値目標を決めて管理していることから、日常業務は適切に行われていると判断できます。</p>		

2019年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 計装保全部 計装技術課	
監査実施日	2019年 8月6日	監査員: XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>① 調達製品の保存（予備品・貯蔵品）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ プロセス計器の予備品については、年度ごとの健全性確認対象を特定した上で「業務委託」（資料①）され、委託先による2018年度の健全性の「確認結果」（資料②）が明確です。 ◆ 保有箇所からの依頼（資料③）に基づいた予備品の払出しの際に、当該品の点検によって異常のないことが確認され、所定の払出し手続きが適切に行われていることを「記録」（資料④）により確認しました。また、受入れは「依頼票」（資料⑤）に基づいて実施されております。 ◆ 年2回の棚卸しは「計画」（資料⑥）に基づいて行われ、その結果をまとめた「実査表」（資料⑦）により数量、仕様、外観などが点検されており保管状況が明確です。 <p>② 監視機器および測定機器の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「試験検査細則」（資料⑧）に基づいた「点検計画表」（資料⑨）が策定され、対象機器ごとの点検時期、点検区分コード、周期などが明確です。 ◆ 上記計画表に基づき、サンプリングした計器の点検では模擬入力に対する出力値が許容誤差範囲内であることが確認され、その結果が「試験成績書」（資料⑩）として保存されていることを確認しました。 <p>③ 業務に対する要求事項のレビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「自主検査等対応マニュアル」（資料⑪）には関連する法令、保安規定、標準類などが明記されていることから、法令、保安規定などの上位文書が改正された場合の下位標準類の特定が容易な状況です。 ◆ 「標準類のまとめ」（資料⑫）により、法令要求に対する解釈をもとに JEAG4121-2009/保安規定運用要領/監視機器および測定機器等に係る標準類との関連付けを明確にしています。 <p>④ 法令遵守の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設定期自主検査等の実施については、「関連細則」（資料⑬）に基づいて「年度計画」（資料⑭）が策定され、検査項目/前回検査日/検査期限などが明確です。 ◆ 上記年度計画に基づく自主検査の実施結果は「報告書」（資料⑮）によって総括され、個別の施設定期自主検査等の結果は、資料⑯で明確にされております。 		<p>(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
<p>(2) その他（個別）</p> <p>再処理事業部は監査の対象外です。</p>		
<p>(3) 前回までの監査結果のフォローアップの状況</p> <p>再処理事業部は監査の対象外です。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>プロセス計器の予備品の保存、検査に使用する測定機器の管理、法令要求事項の理解と標準類への反映、ならびに遵守状況において特段の懸念される事象は観察されず、良好な状態が維持されていると見受けられます。</p>		

2019年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 分析部 分析課	
監査実施日	2019年 8月6日	監査員： XXXXXXXXXX
(1) QMS 活動の実施状況 ① 調達製品の保存（予備品・貯蔵品） ◆ 「管理マニュアル」（資料①）で定められた「管理物品 使用報告書」（資料②）により貯蔵品が払出しされ、「貯蔵品台帳カード」（資料③）によって在庫量が適切に管理されています。 ② 監視機器および測定機器の管理 ◆ 「分析要領書」（資料④）で定められた校正対象機器が適切に校正されている状況は、サンプリングした「校正評価票」（資料⑤）から適切です。また、校正有効期間中においても「日常点検シート」（資料⑥）により、使用前に分析能力が有効であることを確認しています。日常点検により不具合が発見された場合でも、適切に処理されている状況が、サンプリングした「不具合記録シート」（資料⑦）により確認できます。 ③ 業務に対する要求事項のレビュー ◆ 「毒物及び劇物取締法」の要求事項が、「細則」（資料⑧）を経て、分析課の「マニュアル」（資料⑨）に落とし込まれていることから、法令を適切にレビューしている状況がうかがえます。 ◆ 法令が改正された際は、作業安全課より「業務連絡書」（資料⑩）が発信され、毒劇物作業責任者が改正内容をレビューします。サンプリングした「業務連絡書」（資料⑩）では、毒劇物の指定に変更があったものの、その試薬は当時保有していないものでした。保有している毒劇物に指定変更があった場合、関係各所にメールで通知することにしていきます。 なお、添付2の提言事項3を参照ください。 ④ 法令遵守の状況 ◆ 毒劇物管理責任者が、「稟議書」（資料⑪）により選任されていることが明確です。 ◆ 「マニュアル」（資料⑫）により定められた「申請書」（資料⑬）によって保有基準数を毒劇物管理責任者が確認しています。 ◆ 年1回実施される化学物質管理教育の中で、「毒物および劇物に関する教育」（資料⑭）を実施しています。 ◆ 法令で要求している表示の「医薬用外劇物」が、試薬または保管庫に適切に実施されている状況を写真により確認しました。		（参照文書・記録など） <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%; min-height: 400px;"></div>
(2) その他（個別） 再処理事業部は監査の対象外です。		
(3) 前回までの監査結果のフォローアップの状況 再処理事業部は監査の対象外です。		
(第三者監査所見) 貯蔵品の管理および測定機器の校正管理の状況は標準類に定められたとおり実施されており、また、法令の要求事項をレビューし、日常業務においても法令を遵守している状況が確認できました。		

2019年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	技術本部 エンジニアリングセンター 技術開発研究所	
監査実施日	2019年 8月7日	監査員: XXXXXXXXXX
(1) QMS 活動の実施状況 ① 調達製品の保存（予備品・貯蔵品） 技術開発研究所は対象がありません。 ② 監視機器および測定機器の管理 ◆「業務マニュアル」（資料①）により分析装置および計量器に対する健全性確認の手順が定められており、定期的な校正点検ではなく、使用時および月例の健全性確認を重視した管理が行われています。 ◆「点検表」（資料②）によって装置ごとの点検者／点検・確認項目／判定基準／判定結果が明確です。また、月例点検時の健全性確認の例として、マイクロピペットに対する「点検記録」（資料③）より、「校正証明書」（資料④）で裏付けされた標準分銅を使用して精度が確保されていることを確認しました。 ◆分析に使用する標準液については、「調整表」（資料⑤）により、亜硝酸イオンに対する「校正証明書」（資料⑥）とのトレーサビリティが確保されていることを確認しました。 ③ 業務に対する要求事項のレビュー ◆毎月、法令ごとの担当部署から法令の改正有無が周知（資料⑦）されておりますが、直近では技術開発研究所の業務に関わりのある法令改正の事例がありません。 ◆法令要求が漏れなく下位の標準類に反映させるための仕組みとして、当該標準類に添付の「一覧表」（資料⑨）により、法令の改正箇所と標準類の該当箇所との関連が明確です。 ④ 法令遵守の状況 ◆現場監査により毒劇物の施錠、表示（医薬品以外劇物・毒物、容器の品名ならびに開封日）、保管場所などが「業務マニュアル」（資料①）に基づいて適切に管理され、「台帳」（資料⑩）による管理についても適切であることを確認しました。 なお、添付2の提言事項4を参照ください。 ◆温調ボイラーについては労働安全衛生法に基づく年次の法定点検が行われていることが「報告書」（資料⑪）で明確であり、2018年度におけるボイラー・クレーン安全協会の性能検査の結果として、指摘事項なしの「検査証」（資料⑫）が交付されていることを確認しました。		（参照文書・記録など） <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
(2) その他（個別） 技術本部は監査の対象外です。		
(3) 前回までの監査結果のフォローアップの状況 技術本部は監査の対象外です。		
（第三者監査所見） 分析装置および分析に使用する計量器の管理、法令要求事項の理解と関連標準類への反映ならびに標準類に基づいた現場の状況より、法令の遵守状況は適切です。特段の懸念される事象は観察されず、良好な状態が維持されていると見受けられます。		

監査における
提言事項

・ 定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

<提言事項>

1	法令要求事項改正内容の標準類へ落とし込みについて
関連部門	化学処理施設部 精製課
法令改正が盛り込まれた上位標準類の改正時に、改正部分の要求事項が漏れなく下位の標準類などに反映されたことに確信が持てるような管理が望まれます。	

2	湿度管理目標値の細則への明確化
関連部門	機械保全部 機械技術課
細則には温度湿度測定の定めはあるものの、目標値の記載はありません。現在、貯蔵品への結露防止の観点から自主的に管理されている値（湿度 60%以下）を目標値として、標準類で明確にすることをご検討ください。	

3	毒劇物指定変更後の確認手順の明確化
関連部門	分析部 分析課
法令改正によって毒劇物指定に変更があった場合、保管場所や表示などにも影響があります。その影響によって変更する内容が適切であるかを確認する手順を明確にすることをご検討ください。	

4	毒劇物の施錠管理に係る運用の明確化
関連部門	エンジニアリングセンター 技術開発研究所
材料・化学研究業務マニュアルに試薬庫の鍵は研究所副長が管理するよう規定されていますが、施錠管理者に求められる機微に影響を与えない範囲で、鍵に対する運用のしかたについて明確にすることをご検討ください。	

監査における
良好事例

「自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察しました。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載しました。

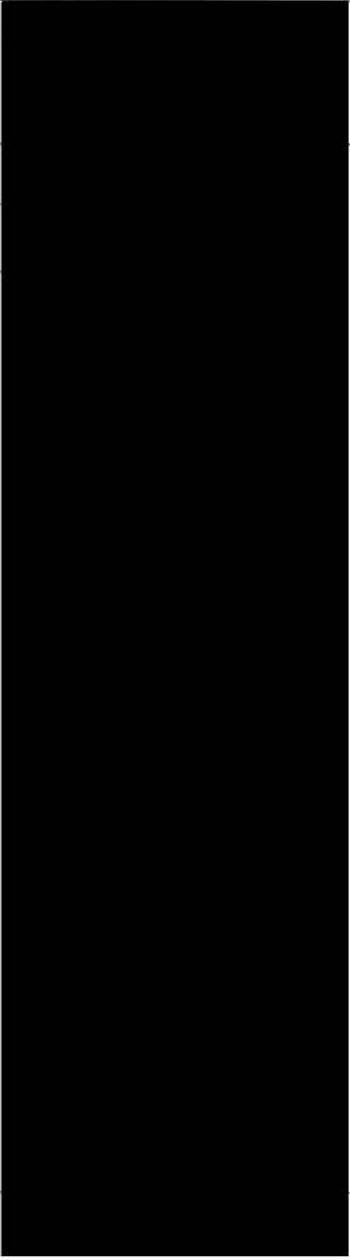
<良好事例>

1	法令要求事項の下位標準類への反映について
関連部門	計装保全部 計装技術課
「標準類のまとめ」は、法令要求事項の解釈に対し、JEAG4121／保安規定運用要領／下位の標準類との関連を横並びで体系的に整理したものです。法令要求事項を下位の標準類に反映させる上で有効な手段のひとつであると評価します。	

2	法令要求事項の下位標準類への反映について
関連部門	エンジニアリングセンター 技術開発研究所
法令の箇条と関連する標準類の該当箇所との対比を容易にした「標準類のつながり一覧」は、法令要求事項の理解を深め、標準類に反映する有効な手段のひとつとして機能しています。	

2019年度第1回第三者定期監査 出席者(再処理事業部・技術本部)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者 (被監査側対応者)	実施場所		
			自	至							
8	5	月	10:01	10:21	0:20	再処理事業部 技術本部	全被監査部署		再処理事務所 地下1F C会議室		
			10:24	11:48	1:24					再処理事業部	再処理工場 化学処理施設部 精製課
			13:00	14:00	1:00						—
			14:00	15:25	1:25					再処理事業部	再処理工場 機械保全部 機械技術課
			15:25	16:50	1:25						—
	6	火	9:30	9:52	0:22	再処理事業部	—			再処理事務所 地下1F C会議室	
			9:53	11:20	1:27		再処理工場 計装保全部 計装技術課				
			11:20	12:00	0:40		—				
			13:00	13:35	0:35		—				
			13:35	15:07	1:32		再処理工場 分析部 分析課				
15:07	16:50	1:43	—								

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者 (被監査側対応者)	実施場所
			自	至					
8	7	水	9:33	11:10	1:37	技術本部	エンジニアリング センター 技術開発研究所		技術開発研究所 2F 会議室
			11:10	12:00	0:50		—		
			13:00	16:00	3:00		—		
			16:25	16:58	0:33	再処理事業部 技術本部	再処理事業部長 技術本部長 全被監査部署		

事務局
(監査室監査部)